2



毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

## 目 次

告

示

○遊漁規則について認可した件

垂 5

Ŧi.

○廃川敷地等が生じた件 公

報

○随意契約の相手方を決定した件三件 福島県公安委員会

○福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に 関する規則の一部を改正する規則

○遺失物施行令による特例施設占有者の公示事項を変更する件

## 告 示

# 福島県告示第七百九十二号

福

日次のとおり認可した。

令和四年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

漁業権者の名称及び住所

魚沼漁業協同組合

漁業権の免許番号 内共第二十七号(大鳥湖・奥只見湖・只見川新潟県魚沼市佐梨千百五番地十六

変更の内容

第八条第二項に次の一号を加えた。

組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。

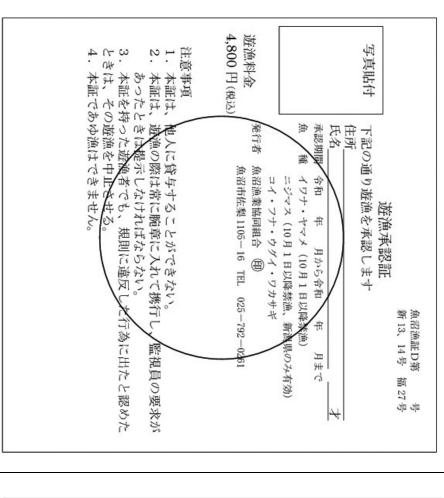
オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様第九条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加えた。

第九条に次の一項を加えた。 式第三号とする。

証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。 しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示 第十条中「ならない。」の下に「なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場 別記様式第一号を次のように改めた。 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。 」を加えた。

○には遊漁承認証の発行年度を記載する

表



漁具漁法 年釣りに限る。 遊漁区域 内共第13 号・第14 号、福 島県内共第 27 号の区域只見川及び北 ノ又川(石抱橋上流を除く)、中ノ岐 川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢、アカ ナリ沢等の新潟県側から只見川に注ぐ 支流全部。奥只見発電所堰堤上流 500 メートルの区間を除く奥只見湖 (片貝 沢を含む)。袖沢と 只見川との合流点 から下流大鳥ダムまでの大鳥湖及び袖 沢。

慈

抱橋上流端から上流域の北ノ又

②魚沼市宇津野宇中ノ岐沢地内 雨池橋上流端から上流域の中ノ

キャッチアンドリリース区間の設置及 び採捕尾数の制限

次の表の魚種については、表の区域で4月21日から9月30日までの間、 で4月21日から9月30日までの間、 採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超 えた場合はその場で再放流しなければならない。

魚種	医域 魚沼漁業協同組合内共第13号・
なまみ・	14 号に定める区域のうち奥只見
にじます	湖の区域。ただし、次の区域や
(新潟県	深へ。
のみ有	□魚沼市宇津野宇北ノ岐地内石

(只見幹線) 鉄塔No.56 を結んだ
発株式会社の所有する送電線
有林 268 林班に設置した電源開
(只見幹線) 鉄塔No.55 と、同国
開発株式会社の所有する送電線
国有林 262 林班に設置した電源
⑤魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内
り上流域の只見川
<ul><li>④魚沼市地内大津岐小白沢橋よ</li></ul>
線から上流域の恋ノ岐川
(只見幹線) 鉄塔Na69 を結んだ
開発株式会社の所有する送電線
国有林 268 林班に設置した電源
線 (只見幹線) 鉄塔Na.68と、同
源開発株式会社の所有する送電
国有林 265 林班に設置した、電
<ul><li>③魚沼市下折立字赤ノ川表地内</li></ul>

線から上流域の仕入沢

別記様式第1号 年券 裏

549

## 別記様式第1号 日券 患

- 漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。 北ノ又川石抱橋上流区域は除く。 かだ
- 遊漁の際、 本券を外部から見易い箇所に着装すること。
- 漁場監視員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。 **他人の浜根になる行塔はしししむこと。**
- 本券を持った遊漁者でも、 その遊漁を中止させる。 規則に違反した行為に出たと認めたとき
- 7. 本券は投網漁業はできません。 (税込)を加えた金額をいただきます。 本遊漁券の所持なく遊漁したときは、遊漁規則第8条に基き、525円

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

次の表のアの無種について、イの区域でウの期間において、採補の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければなら 魚種 区域 T 期間

															설)	のみ有	(班端県	にじます	やがみ・	いかな・
結らが練むの上流域の仕入沢	の所有する送電線 (只見幹線) 鉄塔No.56 を	有林 268 林班に設置した電源開発株式会社	する送電線(只見幹線)鉄塔No.55 と、同国	林班に設置した電源開発株式会社の所有	⑤魚沼市湯之谷芋川宇大鳥地内国有林 262	の只見川	④魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域	格Ne 69 や描ら灯線やの上流製の樹ノ根川	式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄	同国有林 268 林班に設置した電源開発株	有する送電線(只見幹線)鉄塔No.68 と、	林班に設置した、電源開発株式会社の所	③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林 265	汽船から上流製の中ノ根川	②魚沼市宇津野宇中ノ岐沢地内雨池橋上	緒かの上海製の光ノ又川	①魚沼市宇津野宇北ノ岐地内石抱橋上流	し、次の区域を深へ。	める区域のうち奥只見湖の区域。ただ	魚沼漁業協同組合内共第 13 号·14 号に定
																		30 日まで	から 9 月	4月21日

## 別記様式第3号 別記様式第二号の次に次の様式を加えた。

田 H遊漁券 (銀山)

伟

顏写真

セキュリティコート

組合印

所名金者種 竿釣り いわな、やまめ、にじます (新潟県のみ有効) 1050日 魚沼漁業協同組合 うぐい、こい、ふな、わかさぎ

住氏遊取魚

海教

获

注意事項 遊漁区域 漁具/漁法 奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川

- 2.遊漁の際、本券を外部から見易い箇所に着装すること。 1. 漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川とす る。ただし、北ノ又川石抱橋上流区域は除く
- 3. 漁場監視員の要求があったときは、本券を提示しなければ ならない。

福

- 他人の迷惑になる行為はしつしむこと
- 5. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認 めたときは、その遊漁を中止させる。
- 6. 本遊漁券の所持なく遊漁したときは、遊漁規則第8条に基 き、525円(税込)を加えた金額をいただきます。

7. 本券は投網漁業はできません。

ければならない。 の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で放流しな (キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限) 次のアの魚種について、イの区域でウの期間において、採捕

うち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 区域 魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域の 魚種 いわな・やまめ・にじます (新潟県のみ有効)

(0)

魚沼市字津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中

① 魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ

ω 同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電 電線(只見幹線)鉄塔No69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川 源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No68と、 魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電

- 魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川
- か (J) 開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No55と、同 国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線 (只見幹線)鉄塔No56を結んだ線から上流域の仕入沢 魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林262林班に設置した電源

期間 4月21日から9月30日まで

変更後の遊漁規則の施行日 令和四年十一月九日

四

購入日時

000000000000000000

永 産 課

## 福島県告示第七百九十三号

四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第十

に備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所

**令和四年十二月十三日** 

福島県知事

内

堀

雅 雄

河川の名称 二級河川藤原川水系馬渡川

三二一 廃川敷地等が生じた年月日 令和四年十二月十三日

廃川敷地等の位置 上流端 いわき市常磐下船尾町松下三番地一先道地先

下流端 同 市常磐下船尾町村山 一十番地先

廃川敷地等の種類及び数量

四

土地 四一二・七〇平方メートル

公 告

河川計画課

2

## 公告第283号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務(あだたら清流センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和 4 年 12月 13日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福 地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量 脱水汚泥収集運搬及び処分業務 (あだたら清流センター)
  - 脱水汚泥収集運搬及び処分業務(あだたら清流センター) 4,560 t 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
- 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井 5 番地 3 随意契約の相手方を決定した日
  - 令和 4 年 10月 4 日

令和 4 年12月13日 火曜日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額 17,820円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

### 公告第284号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務(大滝根水環境センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和 4 年 12月 13日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福 地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
  - 脱水汚泥収集運搬及び処分業務 (大滝根水環境センター) 2,830 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井 5 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年10月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額 19,800円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

## 公告第285号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和 4 年 12月 13日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福 地 敏 弘

1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量 脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 7,300 t

福島県公安委員会

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地 福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井 5 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年10月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番 地
- 5 随意契約に係る契約金額 20,350円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12月 13日

福島県公安委員会委員長 森 岡 江

## 福島県公安委員会規則第5号

福 島 県 公 安 委 員 会 等 に 係 る 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和 3年福島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表警備業法 (昭和47年法律第117号) の部第10条第1項の項の前に次のように加え る。

第9条第1項

営業所の届出等(警備業者が、その 主たる営業所の所在する都道府県以 外の都道府県の区域内で警備業務 ( 内 閣 府 令 で 定 め る も の を 除 く 。 ) を行おうとするときの届出に限る。)

別表警備業法 (昭和47年法律第117号) の部の次に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の 適正化に関する法律(平成 13年 法律第57号)

第8条第1項

申請書記載事項の変更の届出

別表重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律(平成28年 法律第9号)の部中「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する 法律|を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律| に改め、同表道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)の部第8条第1項の項の 次に次のように加える。

第8条の5第

|制限外牽引許可の申請

1 項

附

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

(警 課) 務

## 福島県公安委員会告示第79号

遺失物法施行令による特例施設占有者を指定した件(令和3年福島県公安委員会告示 第49号) の一部を次のように変更する。

令和 4 年 12月 13日

福島県公安委員会委員長森 岡

2中「マルハンいわき店 福島県いわき市平塩字古川52番地 を「マルハンい マルハン小名浜店 福島県いわき市小名浜字吹松16番地の30」 福島県いわき市平塩字古川52番地」に改める。 わき店

> (会計 課)

リサイクル適性(A)

発行者 株式会社 第 一 印 刷 印刷所